

給付金一覧表					
項目	給付事由	金額	事由発生日	添付書類	
祝金	結婚	会員が結婚したとき	10,000円	婚姻届出日	次のうちいずれか1つ ・婚姻届出年月日が記載されている戸籍謄本 ・婚姻届出受理証明書 ・東京都パートナーシップ宣言受理証明書 又はこれに準ずる書類
	銀婚	会員が結婚して満25年目を迎えたとき	10,000円	婚姻届出から満25年経過した日	婚姻届出をして25年経過した日以降に発行された戸籍謄本
	金婚	会員が結婚して満50年目を迎えたとき	30,000円	婚姻届出から満50年経過した日	婚姻届出をして50年経過した日以降に発行された戸籍謄本
	二十歳	会員が満20歳を迎えたとき	10,000円	満20歳の誕生日	次のうちいずれか1つ ・運転免許証 ・健康保険証 ・身分証明書等（生年月日が確認できるもの）
	出産	会員又は配偶者が出産したとき	20,000円	お子様の誕生日	次のうちいずれか1つ ・母子健康手帳の出生届出済証明書 ・お子様が記載されている戸籍謄本
	入学	会員の子が小学校に入学したとき 会員の子が中学校に入学したとき	10,000円 10,000円	入学する年度の4月1日	次のうちいずれか1つ ・就学・入学通知書の写し ・健康保険証等（お子様の生年月日が記載されているもの） ・在学を証明できるもの
見舞金	入院	会員が入院後、連続して10日間以上入院したとき（同一年度内、1回に限る）	10,000円	入院10日目	次のうちいずれか1つ ・医療機関が発行した入院期間を証明できるもの（領収証等） ・入院期間が記載された石の診断書
	障害	会員が入会後に生じた病気や怪我で身体に障害が残り身体障害者手帳を交付されたとき、又は入会前から身体障害者であって入会後に障害が生じたとき（入会時の障害等級と支給時の障害等級の差額を交付）	1級 100,000円 2級 80,000円 3級 80,000円 4級 60,000円 5級 60,000円 6級 40,000円	身体障害者手帳交付年月日	身体障害者手帳の写し

見舞金	住宅災害	災害により、会員の居住する家屋及び家財が損害を被ったとき	全損（焼） 概ね 70～100%の 損害 100,000円 半損（焼） 概ね30～70% の損害 50,000円 一部損（焼） 概ね5～30% の損害 20,000円 床上浸水 床面以上の浸 水 又は土砂の侵 入 20,000円	損害を被った日	①官公庁が発行する「り災証明書」 （動産、不動産） ②被災状況申告書（用紙は当センター にあります） ③損害程度のわかる写真
	弔慰金	会員の死亡	会員期間 1年未満	20,000円	死亡年月日
会員期間 1年以上5年未満			40,000円		
会員期間 5年以上10年未満			60,000円		
会員期間 10年以上20年未満			80,000円		
会員期間 20年以上			100,000円		
※受取人の順位は次のとおりです。 ①配偶者 ②子 ③親 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 なお配偶者以外の方が請求される場合、サービスセンター所定の申述書をご記入いただく場合があります。					
家族の死亡	会員の配偶者が死亡したとき	20,000円	死亡年月日	①死亡事項登載の戸籍謄本又は死亡診 断書 ②請求者（会員）の戸籍謄本	
	会員の子が死亡したとき （死産又は28週以上の流産含 む）	20,000円		①死亡事項登載の戸籍謄本 ②死産、28週以上の流産の場合は医師 の証明書	
	会員の親が死亡したとき （実父母をいう。養父母がある ときは実父母を除く）	10,000円		①死亡事項登載の戸籍謄本又は死亡診 断書 ②請求者（会員）の戸籍謄本	